

(マイクロツーリズム推進事業) コト消費推進事業業務委託仕様書

この仕様書は、久留米市（以下「本市」という。）が受託者に委託して実施する「(マイクロツーリズム推進事業)コト消費推進事業」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものである。

1 委託業務名

コト消費推進事業業務

2 委託期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）までとする

3 業務目的

新型コロナウイルス感染症の影響により観光業は厳しい状況が続いてきたが、国内外の観光意欲は高く、さらには全国旅行支援が始まるなど、旅行需要回復に向けた動きが始まっている。

コロナ前から、旅行のニーズは買い物など「モノ」の消費から、体験などの「コト」の消費へとシフトしており、旅行者を久留米市に呼び込み、滞在時間の延長による旅行消費額の増加を図るため、いわゆる「コト消費」と言われる体験型観光商品を充実させることを目的とする。

4 業務の内容等

事業の目的を達成するため、下記の内容について効果的かつ効率的な方法を総合的に提案し、実施すること。

なお、本業務における「体験型観光商品（以下「体験商品」という。）」とは、本市固有の食や自然、歴史・文化などをテーマとし、個々の観光資源の魅力について、体験や交流を通じて最大限に味わうことができ、また、相互に掛け合わせるなどの工夫を加えることで、独自性が生み出されるなど、本市ならではの価値を提供できるものとする。

(1) 素材の収集・分析、掘り起こし

- ア 本市や観光コンベンション国際交流協会と連携して、体験商品になりうる既存の素材を収集するとともに、新たな素材の掘り起こしを行うこと。
- イ 上記アにおいて収集・掘り起こしを行った素材について旅行者の視点に立ち評価し、旅行商品化の可能性について分析を行うこと。

(2) 体験商品の選出、磨き上げ

- ア 体験商品の共通コンセプトやストーリーを設定するなど、旅行者の関心に

訴求する工夫をすること。

- イ 対象体験商品の選定は、有識者等からなる検討会を実施し選定を行うこと。
また、本市と十分な協議を行うこと。

(選定基準 例)

- ①地域に根差したストーリー性、希少性、独自性、非日常性等を有しているか
- ②体験商品の造成に対し、積極的に取り組む意欲が事業者にあるか。
- ③より満足度が上がる、売れる体験商品となる可能性があるか。
- ④インバウンドニーズへの拡張性を有しているか
- ⑤他の観光資源と組み合わせることで価値が高まる可能性を有しているか

- ウ 商品造成の経験がある有識者等の視点を十分に取り入れながら、魅力ある「観光商品」として販売できるよう磨き上げを行うこと。
- エ 事業者と意見交換を行いながら、体験商品の魅力を最大限活かし個性ある「観光商品」として販売できるよう磨き上げを行うこと。
- オ 事業者に対し、旅行者を常時（週1日以上を目安）受け入れる体制づくりや、業として成り立つ適正な価格設定など、持続可能な観光商品となるよう助言を行うこと。
- カ 5個以上の体験商品を造成すること。

(3) 有識者等によるモニタリング

- ア 体験商品の課題の抽出及び解決のため、助言ができる有識者等によるモニタリングを実施すること。
- イ 上記アにおける分析を行い、それをもとに今後の方向性について、事業者に対し提案を行うこと。

(4) 販売支援、継続的な販売体制の検討

- ア 造成した体験商品の販売に関して、その手法や戦略について事業者に対し助言を行い、必要に応じてWEBサイトへの掲載手続き等の支援を行うこと。
- イ 本市の状況を踏まえた上で、体験商品を継続的に販売する効果的な手法や体制について検討すること。(受託事業者による販売を必須とするものではない)
- ウ 次年度以降の事業展開について検討すること。

(5) その他提案

上記の他、業務目的を達成する上で効果的であると考える提案を行うこと。

5 実績報告等

4 (1) から (5) までの業務内容の実績報告を次の通り行うこと。

(1) 成果物の提出

ア 業務実績報告書

イ 業務で制作した関係資料一式

(2) 納品

ア 納期 令和5年3月24日(金)

イ 納品場所 久留米市役所商工観光労働部観光・国際課内

ウ 納品形式 紙媒体で2部及び電子データで納品すること

6 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、効率的かつ適正に実施されるように、委託業務を総括する制作責任者を置き、全ての工程における運営管理（各作業時の進捗状況の把握、本市への状況報告等）を徹底すること。

(2) 受託者は、この仕様書に規定するもののほか、受託者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合又は仕様書に記載のない事項については、本市と協議し決定すること。

(3) 本業務に基づき作成される成果品の権利は、すべて本市に帰属するものとし、本市が承諾した場合を除き受託者は成果品を公表してはならない。

(4) 本業務を履行する上で知り得た情報等については、第三者に開示又は漏洩してはならない。

(5) 本業務完了後に受託者の責任に帰すべき理由による成果品の瑕疵があった場合は、受託者は速やかに必要な修正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 受託者は、その責めに帰する理由により、本業務の実施及び成果品に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じた時は、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、本市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

(7) 受託者は、本市の承認を受けないで、再委託をしてはならない。